

旧井口小学校防災倉庫改修工事設計監理業務委託 特記仕様書

本業務委託は、公共建築設計業務委託共通仕様書及び建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省）」（以下、「標準仕様書」という。）のほか、本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、旧井口小学校の既存厨房機器の撤去及び改修工事の設計及び監理業務を実施するものである。既存厨房機器の撤去及び改修工事を行い、防災用物品等の備蓄倉庫として活用できるように改修することを目的とする。

2 業務内容

委託番号：4魚防第6号

業務名：旧井口小学校防災倉庫改修工事設計監理業務委託

履行期間：契約締結の日から令和4年12月28日まで

※ただし、設計業務は契約後60日を目標とすること

履行地点：魚沼市 井口新田 地内（別添位置図のとおり）

予定工事費：10,000千円（税込み）以内とする。

対象施設概要：旧井口小学校 1階厨房部分

鉄筋コンクリート造 約 256.46 m²（別添計画図のとおり）

3 業務項目

3.1 実施設計監理業務

(1) 設計業務

既存建物を調査し、次の①～⑦に留意して設計図書を作成する。

上記図書に付随した関係資料を作成する。

- ①既存厨房機器の撤去
- ②既存厨房機器接続配管及び配線の撤去等
- ③既存厨房機器等の撤去後の床張り及び天井の補修
- ④各室出入口アルミサッシ戸の付け替え
- ⑤工法の選定理由を明確にする
- ⑥数量積算
 - ・各工事毎において、数量を算定した計算式を明示
 - ・上記の数量算定の根拠と、図面との突合が容易である
 - ・同工種及び類似工種において、異種単価は使用しない
- ⑦一式単価の使用は極力避ける

(2) 監理業務

- ①改修工事の監理
- ②工事の指導監督及び施工図検査等
- ③上記図書に付随した関係資料の作成

3.2 打合せ協議（回数）

	設計業務	監理業務
着手時	1	1
中間時点	1	2
完了時	1	1

※総括監督員立ち合いのもと、成果品の内容・項目等について中間時の確認をすること。

4 業務にあたっての留意事項

4.1 再委託の禁止（委託契約条項を参照）

受託者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

5 照査の実施

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

6 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

主な打合せ：①各種法令手続きの打合せ ②関係官庁との打合せ ③発注者との各種打合せ

7 成果物の提出

受注者は、業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

成果品の納品は下記のとおりとする。（全て納まる場合は、CD1部で可とする。）

- | | | |
|-----------------------|-----------|----|
| (1) 設計図 A3版 | 電子データ(CD) | 1部 |
| (2) 設計書 単入り A4 単抜き A4 | 電子データ(CD) | 1部 |
| (3) 各種数量計算書及び資料 | 電子データ(CD) | 1部 |
| (4) 照査報告書 | | |
| (5) 監理業務報告書 | | 1部 |

8 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合

9 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

10 貸与資料

設計に際して以下の資料を貸与するものとし、受託者は、設計監理が完了したとき、速やかにこれを返却すること。①既存建物の図面一式 ②その他本業務遂行に必要となる資料一式

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議により定めるものとする。